

高森台だより 2月号

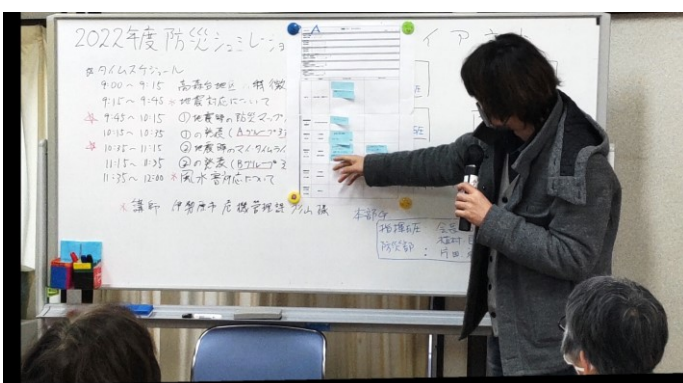
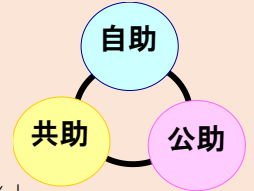
防災シミュレーションを実施

1月29日(日)9時から、伊勢原市役所危機管理課の方を講師にお招きし、約40名の方にご参加いただき、防災シミュレーションを行いました。

災害時の被害を最小限に抑えるには、「自助・共助・公助」が一体となった取り組みが必要です。この日は、その一部を学びました。

グループに分かれて話し合いながら「防災マップ」と「マイ・タイムライン」を作ってみました。みんなで話し合いながら作業をしてみると、日頃わかっているつもりでも実はわかっていないことに気がきました。

詳細は、高森台だより3月に掲載します。ぜひご覧ください。



児童館問題 Q&A

2023.2.4

児童館問題検討委員会

Q.(質問) なぜ法人化するのですか？
法人化しないとどうなるのですか？



A.(答え)

伊勢原市は、令和7年3月末までに児童館の建物を廃止または自治会への移譲と児童館機能の移転を計画しています。

市から児童館を譲り受けるには、自治会が『認可地縁団体』という法人格になる必要があります。法人化できなければ、移譲はできず児童館は廃館になり、更地になってしまいます。自治会活動・防災活動・サークル活動・児童館機能等の活動拠点を失うことになります。

Q.(質問) 現在の児童館とは別に新しく集会所を建設するのですか？



A.(答え)

新築ではなく、現在の場所で現在の建物をリフォームします。なぜなら、望む場所に新しい土地を確保できないことと現在の場所に新築する場合、現行の法律によると現在の約1/3の広さの建物しか建てられないからです。

Q.(質問) 新しい児童館(集会所)は、子供たちが以前と同じように利用できますか？



指導員さんは常駐しますか？

A.(答え)

児童館の建物を自治会へ移譲する際は、建物と児童館機能をセットで行うことを市と合意しています。児童館機能には、指導員派遣も含まれます。

将来、児童館機能を他の公共施設へ移転した後も高森台には児童館機能を残すことを市へ強く要望しており、要望を踏まえて今後調整して行くことになっています。

Q.(質問) 児童館は子どものための施設だから、子育てが終わった私たちには関係ないと思うのですが？



A.(答え)

高森台児童館は、子どもたちが利用する以外にも自治会活動や防災活動、サークル活動等様々な事柄に利用されています。

また、災害時の一時避難所としての役割も担っています。50年にわたってそういった役割を果たして来た場所が高森台地区から無くなることは、私たちにとってとても重大なことです。

Q.(質問) 児童館は、子ども優先ですよね？新しい児童館(集会所)は、個人でも利用できますか？



A.(答え)

自治会の会員が、誰でも利用できるように運営・管理方法を検討しています。建物の移譲後は、自治会が市へ児童館機能の場所を貸すという形になるので、利用が両立できるようにしたいと考えています。

Q.(質問) リフォームする建物は、どんな風になりますか？
バリアフリーになりますか？



A.(答え)

リフォーム案も検討していますが、市が行う耐震改修工事(壁・床・屋根等の改修と筋交い・柱の補強)との兼ね合いや補助金の額も未確定なため、まだはっきりしたことをお知らせできない状況です。

今後、アンケート等を通して、皆さんからもリフォームのアイデアを募りたいと考えています。



児童館問題のポイント



児童館問題検討委員会は、こんな活動をしています

- 月1回の検討委員会、月2回の勉強会を行い、高森台児童館を譲り受ける為の活動をしています。
1. 耐震化工事や児童館機能についての要望など移譲に関連する様々な事柄を伊勢原市と交渉。
 2. 構成員名簿の集め方やリフォーム内容の検討。
 3. 現行の会則と法人化用のモデル会則をすり合わせて要件を満たす会則の作成や運用に必要な細則・規約の作成と見直し。
 4. 建屋を譲り受けた後の管理・運営方法、維持費用や業務の洗い出し。
 5. 既に法人化が完了した伊勢原市内の他の自治会へのヒアリングなど。

高森台自治会を法人化するために必要なこと

1. 地方自治法に規定されている要件を満たす『会則』を制定すること。
2. 高森台自治会区域に住所を有する『個人』を構成員とし、その名簿を作成すること。
3. 高森台自治会区域に住所を有する全住民の過半数が構成員であること。
4. 隣接する自治会との境界線を明らかにし、高森台自治会の区域を確定すること。
5. 認可申請の前の総会で認可地縁団体の申請をすることについての議決を行うこと。

現在決定しているのは、次のような事柄です

1. 場所は、現在の児童館と同じ場所です。
2. 建物は、新築ではなく、現在の建物を改修します。
 - ① 耐震改修は、市が行います。
 - ② 使い勝手向上のためのリフォームは、自治会予算(地域集会所建設基金)で行います。
3. 児童館の建物を自治会へ移譲する際は、建物と児童館機能をセットで行うことで市と合意しています。児童館機能には、指導員派遣も含まれます。



今後は、このようなことを進めていきます

1. 隣接する自治会と調整し、高森台自治会の区域を確定します。
2. 地方自治法に規定されている要件を満たす「高森自治会会則(案)」以外の「高森台自治会細則(案)」「集会所(仮称)運営管理規約(案)」「集会所(仮称)使用規約(案)」の作成、見直しを行い、自治会役員会で審議・確認していきます。
3. 住民の皆さんに会則(案)、細則・規約(案)をご理解いただくための説明会を行います。
4. 構成員名簿を作成します。そのための準備・集約等を進めていきます。
5. 建屋のリフォーム内容や移譲後の集会所(仮称)の運営・管理方法等を検討していきます。

3名の民生委員の方々が任期満了により退任

益子貴和子さん、葉山久世さん、室田泰江さんが、任期満了によりR4年11月30日付で退任されました。長きにわたるご尽力に感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

R4年12月1日から新しい民生委員の山崎^{やまざき}加奈子さん、古木^{ふるき}玲子さんが活動されています。何卒よろしくお願ひいたします。

～ 市民総ぐるみ大清掃 3月5日(日)午前8時～9時(小雨決行) ～

班	市民総ぐるみ大清掃 担当場所
1	一の坂入り口から2丁目傍ら階段、1-3-1(側道西側)ゴミ集積所付近
2・7・8	笠張公園、同遊園地域
3・4・11	二の坂
5・6	横手原公園
9・10・12	四角山公園、ロータリー周辺と中央の植えこみ内
13・14	二の坂上から桜並木、三の坂
15・16	四の坂、同坂上右側、3-11-7のゴミ集積所、同所のバス通り、 鳴瀬公園入口付近、3-9-2と3-9-3の前の道路沿い三角地

2月以降の予定

- 2/4(土) 定例役員会・夜間パトロール
3/4(土) 定例役員会・夜間パトロール
3/5(日) 市民総ぐるみ大清掃

**2月の回覧物一覧**

内 容	発行・主催
地域安全ニュース 令和5年1月号	伊勢原警察署・伊勢原市防犯協会
マイナンバーカード申請	伊勢原市 マイナンバー出張申請サポート事務局
第91回市民総ぐるみ大清掃	環境美化センター
第38回大山登山マラソン	伊勢原市
北部包括だより 令和5年 冬号	地域包括支援センター
第34回伊勢原市民音楽会	伊勢原市教育委員会・伊勢原市音楽家協会
成瀬公民館だより 令和5年1月号	成瀬公民館
みどりだい 5.1.20号	緑台小学校

会員の転入

2班 四倉 沙織 様

会員の訃報

3班 鈴木 綜太 様

1月にご逝去されました。謹んでお悔やみ申し上げます。

編集後記

立春を過ぎ、暦の上では春がやってきました。早いもので、今号で私の担当する高森台だよりは、最後になりました。5月号の編集後記で「わかりやすく、読みやすくを心がけて」と書きましたが、いかがでしたでしょうか？少しでもそのような紙面をお届けできていたら、そして、読んでいただけていたら嬉しいです。皆様ありがとうございました。(M.W)

高森台だより 令和5(2023)年2月号
令和5年2月4日発行

編集・印刷・発行 高森台自治会広報部

伊勢原市ホームページ

<https://www.city.isehara.kanagawa.jp/>

『市民協働・自治会』に高森台自治会情報掲載

